

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 138 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 2

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」で定められている基本原則に従った収益認識をするための5つのステップの適用例について、ご説明いたします。

本公開草案の基本となる原則は、「約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行う」ことです(第13項)。

同適用指針（案）の[設例1]では、収益を認識するための5つのステップ（第14項）の適用例が示されており、公開草案で示された内容について理解を深めるうえで有用です。

以下、[設例1]の前提条件に示されている商品の販売と保守サービスの提供に係る契約の場合、次のように5つのステップを適用することにより、当該基本となる原則に従って収益を認識します。

【前提条件】

- ・当期首に、A社（当社）はB社（顧客）と、標準的な商品Xの販売と2年間の保守サービスを提供する1つの契約を締結した。
- ・A社は、当期首に商品XをB社に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。
- ・契約書に記載された対価の額は、12,000千円である。

<ステップ1（契約の識別）について>

顧客との契約を識別します。会計基準の定めは、顧客と合意し、かつ、所定の要件を満たす契約に適用します（第16項から第28項参照）。

【前提条件】の取引のような契約書などの書面による場合のみならず、口頭や取引慣行による場合も含まれます。

<ステップ2（履行義務の識別）について>

契約において顧客への移転を約束した財又はサービスが、
所定の要件を満たす場合には別個のものであるとして、
当該約束を履行義務として区別して識別します（第29項から第31項参照）。

【前提条件】の場合、商品Xの販売と保守サービスの提供を履行義務として識別し、
それぞれを収益認識の単位とします。

<ステップ3（取引価格の算定）について>

取引価格とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得るものと
見込む対価の額であり、第三者のために回収される額（例えば、消費税等）は
除きます（第44項から第61項参照）。

【前提条件】の場合、商品Xの販売及び保守サービスの提供に対する取引価格を
12,000千円と算定します。

<ステップ4（履行義務への取引価格の配分）について>

ステップ2で識別した履行義務に対して、取引価格をそれぞれの財又はサービスを
独立して販売する場合の価格（独立販売価格）の比率で配分します（第62項から第73項
参照）。

【前提条件】の場合、取引価格12,000千円を収益認識の単位である各履行義務に配分し、
商品Xの取引価格は10,000千円、保守サービスの取引価格は2,000千円とします。

<ステップ5（履行義務の充足による収益の認識）について>

約束した財又はサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足した時に又は充
足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識します。

なお、履行義務は、所定の要件を満たす場合には財又はサービスに対する支配が顧客に
一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり充足されます。

一方、所定の要件を満たさない場合には、履行義務は一時点で充足されます（第32項か
ら第42項参照）。

【前提条件】の場合、商品Xの販売は一時点で履行義務を充足すると判断し、
商品Xの引渡時（当期）に収益10,000千円を認識します。

また、保守サービスの提供は一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、
当期及び翌期の2年間にわたり収益2,000千円を1,000千円ずつ配分して認識します。